

国際受刑者移送法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 国際受刑者移送法施行令（平成十四年政令第三百四十九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）	（略） 第五百七条、第五百八条、第五百九条、第五百十條、第五百十一項及び第十三項、第五百十二	裁判の	第五百七条
		共助刑の	裁判の
		共助刑の	共助刑の
（法第二十一条の規定による刑法等の適用に関する技術的読替え） 第一条 国際受刑者移送法（以下「法」という。）第二十一条の規定による次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		（法第二十一条の規定による刑法等の適用に関する技術的読替え） 第一条 国際受刑者移送法（以下「法」という。）第二十一条の規定による次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第一欄に掲げる法律の同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	

(略)												
	第十項 項及び第 三條第九 第五十	第一項及 び第六項	「裁判の 執行」	「共助刑の執行」								
	第十項 項及び第 三條第九 第五十	第一項及 び第六項	「裁判の 執行を受 ける者」	「共助刑の執行を受 ける者」								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">第十項 項及び第 三條第九 第五十</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">第一項及 び第六項</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">「裁判の 執行」</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">「共助刑の執行」</td> </tr> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">第十項 項及び第 三條第九 第五十</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">第一項及 び第六項</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">「裁判の 執行を受 ける者」</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">「共助刑の執行を受 ける者」</td> </tr> </table>					第十項 項及び第 三條第九 第五十	第一項及 び第六項	「裁判の 執行」	「共助刑の執行」	第十項 項及び第 三條第九 第五十	第一項及 び第六項	「裁判の 執行を受 ける者」	「共助刑の執行を受 ける者」
第十項 項及び第 三條第九 第五十	第一項及 び第六項	「裁判の 執行」	「共助刑の執行」									
第十項 項及び第 三條第九 第五十	第一項及 び第六項	「裁判の 執行を受 ける者」	「共助刑の執行を受 ける者」									
(略)												